

○長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

令和5年10月6日

条例第42号

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、本市における幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準)

第3条 次条及び第5条に定めるもののほか、法第13条第1項の規定により条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「命令」という。）に定める基準（命令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、命令第4条第2項中「35人」とあるのは「30人」と、命令第13条中「第36条の規定」とあるのは「第36条の規定並びに長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年長崎市条例第40号）第4条の規定」とする。

(暴力団員等の排除)

第4条 幼保連携型認定こども園の設置者の役員及び園長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であつてはならない。

2 幼保連携型認定こども園は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

(小学校との連携)

第5条 幼保連携型認定こども園の園長は、小学校と連携し、園児の発達及び学びの連続性を確保するよう努めなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。